

株 主 各 位

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://s-cs-c.com>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社CS-C

## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年10月 1 日 )  
( 至 2022年 9 月30日 )

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	50,000	55	50,000	50,055	487,292	487,292	587,348	1,400	588,748
当期変動額									
新株の発行	701,685	701,685		701,685		－	1,403,370		1,403,370
新株の発行（新株予 約権の行使）	6,500	6,500		6,500		－	13,000		13,000
新株予約権の失効				－		－	－	△1,400	△1,400
当期純利益				－	148,516	148,516	148,516		148,516
当期変動額合計	708,185	708,185	－	708,185	148,516	148,516	1,564,886	△1,400	1,563,486
当期末残高	758,185	708,241	50,000	758,241	635,808	635,808	2,152,235	－	2,152,235

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	6年～24年
工具、器具及び備品	4年～18年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実債績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①店舗におけるニーズ調査から新規客獲得、固定客化までをワンストップで実現するSaaS型統合マーケティングツールである「C-mo」の提供における収益は、主に、各種マーケティングに係わるSaaSプロダクトの利用料により生じます。当該履行義務を充足する通常の時点は、主としてサービス期間に応じ、一定期間で履行義務を充足すると判断しており、契約締結時に顧客との合意の上で定めた毎月末日をサービス提供の完了日とし月次で収益を認識して料金を収受しております。

②デジタルマーケティングに係るプラン策定から、作業代行、効果検証までをトータルサポートするコンサルティングサービスである「C+」においては、当該履行義務を充足する通常の時点は、主としてサービス期間に応じ、一定期間で履行義務を充足すると判断しており、契約締結時に顧客との合意の上で定めた毎月末日をサービス提供の完了日とし月次で収益を認識して料金を収受しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,142千円
無形固定資産	249,020千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損損失の見積りに際し、減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行っており、資産又は資産グループの帳簿価額と、そこから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較することにより、減損損失の認識を判定することとしております。減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要性が生じた場合には、減損損失の計上により翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35,989千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 減価償却累計額

有形固定資産 16,000千円

### (2) 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権 2,172千円

長期金銭債権 3,527千円

## 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,572,800株

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,056千円
貸倒損失	4,291千円
減価償却超過額	8,889千円
事業税	6,633千円
敷金償却	5,418千円
販売促進費	6,283千円
その他	5,708千円
繰延税金資産小計	46,414千円
評価性引当額	△4,291千円
繰延税金資産合計	35,989千円
繰延税金資産の純額	35,989千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金に限定して運用しております。また、資金調達については、短期的な運転資金を銀行借入により調達を行う方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 敷 金 及 び 保 証 金	65,926	65,645	△280
(2) 長 期 貸 付 金	4,853	4,853	—
資 産 計	70,779	70,498	△280
(1) 長 期 借 入 金	15,014	15,014	—
負 債 計	15,014	15,014	—

① 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	2,022,533	—	—	—
売掛金(※1)	122,573	—	—	—
敷金及び保証金	—	63,645	—	2,000
長期貸付金	—	4,853	—	—
合 計	2,145,107	68,498	—	2,000

※1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

② 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	—	15,014	—	—
合 計	—	15,014	—	—

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	65,645	－	65,645
長期貸付金	－	4,853	－	4,853
資産計	－	70,498	－	70,498
長期借入金		15,014	－	15,014
負債計		15,014	－	15,014

※時価の算定に用いた業過技法及びインプットの説明

#### ①敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ②長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸し付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 当社は、ローカルビジネスDX事業の単一セグメントであり、収容な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
C-mo	1,479,872
C+	408,018
デジタル広告運用サービス	294,192
顧客との契約から生じる収益	2,182,083
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,182,083

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	161,034	132,557
契約負債 前受金	94,879	60,530

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は60,640千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間から1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

**10. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額	327円44銭
(2) 1株当たりの当期純利益	24円17銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。